諮問番号：令和３年度諮問第３７号

答申番号：令和４年度答申第　１号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○市長（以下、○○○市を「Ａ市」といい、○○○市長を「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和２年７月１３日付けで行った児童手当法（昭和４６年法律第７３号。以下「法」という。）に基づく児童手当支給事由消滅処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

（１）審査請求人が離職のため、「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」とその他必要書類を持って、平成２９年１２月に児童手当受取を配偶者に変更する申請をした。その際、変更申請の時期から平成３０年５月分まで審査請求人が児童手当を受け取り、同年６月分から配偶者が受け取るとの説明があった。しかし、手続が行われていなかった。

（２）児童手当の受取人が審査請求人からその配偶者に変更される平成３０年６月よりも事前に「児童手当・特例給付　現状届（以下「現況届」という。）」が通知されるので、確認をすれば良いとのことであった。そして、平成３０年度と平成３１年度の「現況届」において、配偶者が受給していると回答し、配偶者の健康保険証写しを添付して提出していた。それにもかかわらず、受給者の変更が適正に行われず、そのことに現況届の提出により、処分庁は手続の不備を把握しながら、その確認を行わなかった。さらに「児童手当・特例給付支払通知書」が審査請求人に届けられなかったことから、処分庁の不作為ではないかと思われる。

（３）以上の点から、本件処分の取消しを求めるため、本件審査請求を提起した。

２　審査庁

　本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）法第４条第１項及び第３項において、１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（中学校修了前の児童）を監護し、生計を同じくする父又は母等に支給され、父若しくは母のうち、児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、これと生計を同じくするものとみなすと規定され、法第７条第１項で、児童手当の支給要件に該当する一般受給者は、児童手当の支給を受けようとするときは、住所地の市町村長の認定を受けなければならないとされて、法第８条第２項において、手当の支給は、認定を請求した日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わると規定されている。さらに、児童手当法施行規則（昭和４６年厚生省令第３３号。以下「規則」という。）第７条において、一般受給者は、支給を受けるべき事由が消滅したときは、消滅届を市町村長に提出しなければならないと規定されている。

法第１７条では、公務員に関する特例として、公務員である一般受給資格者が手当を受けようとするときは、認定及び支給等は公務員の所属する所属長と規定され、児童手当法の一部を改正する法律等の施行について（平成２４年３月３１日雇児発０３３１第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）で、法第８条第２項等の支給すべき事由が消滅したとは、被用者又は被用者等でない者が公務員になった場合も含まれると示されている。

（２）審査請求人は、前職を離職したことにより、平成２９年１２月に処分庁に「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」等の必要書類を持って、受給者を配偶者に変更する申請に行った際、平成３０年５月分までは審査請求人が受け取り、同年６月分から配偶者が受け取るとの説明があったこと、また、平成３０年度と平成３１年度の現況届において、配偶者が受給していると回答しているにもかかわらず、受給者の変更が適正に行われず、現況届の提出により、処分庁は手続の不備を把握しながら、その確認を行わなかったこと、さらに、「児童手当・特例給付支払通知書」が審査請求人に届けられなかったことは、処分庁の不作為ではないかとの理由で、本件審査請求を提起したものである。

これに対し、処分庁から提出された資料等によると、次のことが確認できる。

①　平成２９年１１月３０日付けの「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」が、同日退職を理由に、学校総務サービス課から審査請求人あて通知されている。

この通知書の欄外に「母、○○さんの職場（○○○○○○○○○○）」の方でも児童手当の件を聞かれたそうですが、今は父の方が収入が多いため来年６月以降は母に変更になる予定」のメモ書きが読み取れる。

②　平成２９年１２月２５〔２６〕日、審査請求人は処分庁に「認定請求書」を提出。

③　平成３０年２月８日付けの「児童手当特例給付認定通知書（以下「２９年度認定通知書」という。）」（平成２９年１２月から支給開始）を処分庁が審査請求人あて通知。

④　平成３０年６月８日付けの平成３０年度の現況届（以下「３０年度現況届」という。）を審査請求人は処分庁に提出。３０年度現況届の配偶者の職業欄に「所得（夫）＞（妻）」のメモ書きが読み取れる。

⑤　平成３０年７月１０日付けの「児童手当特例給付認定兼支払通知書（以下「３０年度認定等通知書」という。）」を処分庁が審査請求人あて通知。

⑥　平成３１年４月１日、審査請求人は、○○市（以下「Ｂ市」という。）の公務員となる。

⑦　令和元年６月６日付けの平成３１年度の現況届（以下「３１年度現況届」という。）を審査請求人は処分庁に提出。３１年度現況届には、審査請求人の職業は「２ 公務員」に、〇印が付されており、また、「配偶者が児童手当を受給している」にレ点が付され、配偶者の勤務先組合員証写しが添付されている。３１年度現況届の配偶者欄に、「（受給なし）」、「夫＜妻 」のメモ書きが読み取れる。

⑧　令和元年８月９日付けの「児童手当額改定通知書（以下「元年度改定通知書」という。）」を処分庁が審査請求人あて通知。

⑨　令和２年６月３日付けの「児童手当・特例給付　受給事由消滅届」（以下「本件消滅届」という。）を審査請求人は、平成３１年公務員になったことにより、処分庁に提出。

⑩　令和２年７月１３日付けで「児童手当支給事由消滅通知書」〔本件処分の通知書〕を処分庁は審査請求人が平成３１年４月１日付けで公務員になったことにより通知。

（３） 以上からすると、審査請求人が平成２９年１２月に処分庁で行った手続は、前職の公務員退職に伴う処分庁への認定請求手続であったと言える。

また、審査請求人は、３０年度現況届と３１年度現況届に配偶者が受給していると回答していると主張しているが、３０年度現況届には、配偶者の欄のうち、配偶者が児童手当を「受給している・受給していない」の何れにも記載がなく、審査請求人の職業「３ その他」に〇印が付され、３１年度現況届には、配偶者の氏名・職業・勤務先等の記載があり、配偶者が児童手当を「受給している」にレ点が付され、氏名欄に「（受給していない）」、「夫 ＜ 妻」のメモ書きが読み取れるが、審査請求人の職業「２ 公務員」に〇印が付されている。

なお、３１年度現況届において審査請求人の職業が公務員に〇印が付されている点について、処分庁担当者に対して聞取りをしたところ、処分庁が何らかの確認を行った記録及び記載等がないことがわかった。

このことから、処分庁は配偶者の児童手当の受給状況について確認していたものの、３１年度現況届において審査請求人が公務員であると〇印を付している点について確認した事実は認められない。

現況届とは、毎年６月１日時点における受給者の状況を確認することにより、児童手当を引き続き受給することができる要件等を審査するため、受給者に対して提出を求めているものであることから、３１年度現況届において審査請求人の職業が公務員であると記載されている点について確認を行っていなかったことは、処分庁の現況届に係る審査において過失があったと言わざるを得ない。

一方、審査請求人においては、平成３１年４月１日付けで公務員となった時点で処分庁に対して速やかに児童手当・特例給付受給事由消滅届（以下「消滅届」という。）を提出しなければならないことが、規則第７条第１項に規定されており、かつ、公務員となって以降も引き続き処分庁から児童手当を受給していたことは事実であることが認められる。

本件処分は、平成３１年４月１日付けで審査請求人が公務員となったことから、法第１７条の規定により処分庁からの受給資格が消滅した事実に伴い、審査請求人から処分庁に提出された令和２年６月３日付けの本件消滅届により法令等の規定に基づいて適法に行われたことが認められることから、違法又は不当な点は認められない。

しかしながら、処分庁においては、本件処分に関係する現況届の審査において、必要な事実確認等ができていなかったことを真摯に受け止め、児童手当のさらなる適正な給付に取り組むため、受給資格審査等を適切に行う必要がある。

**第４　調査審議の経過**

令和３年１２月２４日　　諮問書の受領

令和３年１２月２８日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　主張書面等の提出期限：令和４年１月１８日

　口頭意見陳述申立期限：令和４年１月１８日

令和４年１月２６日　　第１回審議

令和４年２月　４日　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和４

　　　　　　　　　　年２月１４日付け○○○○年第２６２０号。以下「処分

　　　　　　　　　　庁回答書」という。）

令和４年２月２８日　　第２回審議

令和４年３月２９日　　第３回審議

令和４年４月２５日　　第４回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。」と規定し、第１号で、「次のイ又はロに掲げる児童（中略）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（中略）であつて、日本国内に住所（中略）を有するもの」と、同号イで、「１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第２条第２項において「中学校修了前の児童」という。）」と、同号ロで「中学校修了前の児童を含む２人以上の児童（施設入所等児童を除く。）」と掲げ、同条第３項は、「第１項第１号又は第２号の場合において、父及び母（中略）のうちいずれか２以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母（中略）のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。」と規定している。

（２）法第７条第１項は、「児童手当の支給要件に該当する者（第４条第１項第１号から第３号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地（中略）の市町村長（中略）の認定を受けなければならない。」と規定している。

（３）法第８条第１項は、「市町村長は、前条の認定をした一般受給資格者及び施設等受給資格者（以下「受給資格者」という。）に対し、児童手当を支給する。」と規定し、同条第２項は、「児童手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と規定している。

（４）法第１７条は、「次の表の上欄に掲げる者（中略）である一般受給資格者についてこの章の規定を適用する場合においては、第７条第１項中「住所地（中略）の市町村長（中略）」とあり、第８条第１項及び第１４条第１項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。」と規定し、次のとおり表を定めている。

|  |  |
| --- | --- |
| （略） | （略） |
| 二　常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（後略） | 当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（後略） |

（５）規則第４条第１項は、「一般受給者は、毎年６月１日から同月３０日までの間に、その年の６月１日における状況を記載した様式第６号による届書〔現況届〕を市町村長に提出しなければならない。」と規定している。

（６）規則第７条第１項は、「一般受給者は、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに、様式第１０号による届書〔消滅届〕を市町村長に提出しなければならない。（後略）」と規定している。

（７）局長通知の第２の３（５）は、「法第８条第２項等の「児童手当を支給すべき事由が消滅した」とは、法第４条に規定する支給要件に該当しなくなった場合のほか、他の市町村の区域内に住所を変更した場合及び被用者又は被用者等でない者が公務員になった場合も含まれるものであること。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２９年１１月３０日付けで、審査請求人は、大阪府学校総務サービス課長名で、同日にＡ市立中学校を退職したことを理由とした「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」を受け、児童手当の受給資格が消滅した。

（２）平成２９年１２月２６日、審査請求人は、処分庁を訪問し、「児童手当・特例給付認定請求書」を提出した。

その際に審査請求人が提出した前記（１）の「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」の写しとして、処分庁が審査庁に提出した当該通知書には、欄外に「母、○○さんの職場（○○○○○○○○○○）の方でも児童手当の件を聞かれたそうですが、今は父の方が収入が多いため来年６月以降は母に変更になる予定」とのメモ書きが記載されている。

なお、審査請求人が本件審査請求に添付した「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」の写しには、上記メモ書きの記載はない。

（３）平成３０年２月８日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、平成２９年１２月を支給開始月とする２９年度認定通知書を通知した。

（４）平成３０年６月８日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、３０年度現況届を提出した。

３０年度現況届には、受給者の欄に審査請求人の氏名及び住所が印字されており、受給者の職業の欄の「１．会社員　２．公務員　３．その他」のうち３に〇印が記入され、配偶者が児童手当を受給しているか否かについてチェックをする欄のどちらにも記入されていない。

また、処分庁が審査庁に提出した３０年度現況届の写しには、配偶者の職業の欄に「所得　夫＞妻」とのメモ書きが記載されている。

（５）平成３０年７月１０日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、支給開始月を同年６月とする３０年度認定等通知書を通知した。

（６）平成３１年４月１日、審査請求人は、大阪府内の公立学校の教職員になった。

（７）令和元年６月６日付けで、審査請求人は、処分庁に対し、３１年度現況届を提出した。

３１年度現況届には、受給者の欄に審査請求人の氏名及び住所が印字されており、受給者の職業の欄の「１．会社員　２．公務員　３．その他」のうち２に〇印が記入され、「配偶者が児童手当を受給している」の欄にチェックが記入されており、配偶者の○○○○○○○○○○○証の写しが添付されている。

また、処分庁が審査庁に提出した３１年度現況届の写しには、配偶者の欄の横に「（受給なし）夫＜妻」とのメモ書きが記載されている。

（８）令和元年８月９日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、支給開始月を同年６月とする元年度改定通知書を通知した。

（９）令和２年６月３日、審査請求人は、令和２年度の現況届を持参し、処分庁を訪問した。処分庁の窓口担当者が、審査請求人に健康保険証の提示を求めたところ、発行機関が公立学校共済組合大阪支部、資格取得年月日が平成３１年４月１日と記載されている公立学校共済組合組合員証が提示された。

令和２年６月３日、審査請求人は、処分庁に本件消滅届を提出した。

本件消滅届には、消滅した事由の欄の「３．その他」に〇印が記入され、理由として「公務員になったので」と、「消滅事由が発生した日」の欄に「平成３１年４月１日」と記載されている。

なお、審査請求人は、再反論書において、同日、処分庁の担当者から「手続をしないと、引き続き児童手当を受給できませんが、どうしますか。」と説明を受け、不服を申し立てる内容を説明されなかったため、取り急ぎ手続をしたものである旨主張する。

（１０）令和２年７月１３日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、「児童手当支給事由消滅通知書」（以下「本件通知書」という。）により、本件処分を行った。

本件通知書には、「１．消滅した日　平成３１年４月１日」、「２．消滅の理由　公務員」と記載されている。

また、本件処分の同日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、「児童手当返還金納付通知書」により、公務員への採用を理由として、令和元年５月分から令和２年１月分として支給済みの児童手当１７０，０００円の返還を請求（以下「本件返還請求」という。）した。

（１１）令和２年８月２２日付けで、審査請求人は、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

（１２）処分庁のホームページの「児童手当制度について」には、支給対象の欄に「※公務員の方（独立行政法人・地方独立行政法人は除く）は勤務先へ請求してください。」と記載されている。

３　判断

（１）審査請求人は、公務員を離職したことにより、平成２９年１２月に処分庁に「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」等の必要書類を持って、受給者を配偶者に変更する申請に行った際、平成３０年５月分までは審査請求人が受け取り、同年６月分から配偶者が受け取るとの説明があったこと、また、３０年度現況届と３１年度現況届において、配偶者が受給していると回答しているにもかかわらず、受給者の変更が適正に行われず、現況届の提出により、処分庁は手続の不備を把握しながら、その確認を行わなかったこと、さらに、「児童手当・特例給付支払通知書」が審査請求人に届けられなかったことは、処分庁の不作為ではないかとの理由で、本件審査請求を提起した旨主張する。

（２）前記２（２）のとおり、審査請求人が処分庁で行った手続は、前職の公務員退職に伴う処分庁への認定請求手続であったと言える。

ただし、処分庁から審査庁に提出された、審査請求人が処分庁に提出した「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」の写しには、「来年６月以降は母に変更になる予定」とのメモ書きが記載されており、審査請求人が本件審査請求に添付した「児童手当・特例給付支給事由消滅通知書」の写しにはこのメモ書きがないことから、これは処分庁担当者による記載であると見るのが相当である。

そうすると、認定請求手続当時、審査請求人と処分庁の間では、審査請求人の主張どおり、次年度の児童手当の受給者は配偶者に変更になる予定であると認識されていたものと推認できる。

（３）審査請求人は、３０年度現況届と３１年度現況届に配偶者が受給していると回答しているにもかかわらず、処分庁は受給者を配偶者に変更しなかった旨の不服を主張するので、以下検討する。

ア　まず、３０年度現況届を見ると、配偶者の欄のうち、配偶者が児童手当を「受給している・受給していない」の何れにも記載がなく、また、配偶者の職業の欄に「所得　夫＞妻」とのメモ書きが読み取れることから、処分庁は、審査請求人から３０年度現況届の提出を受け、配偶者の所得を確認した上で、前記１（１）のとおり、審査請求人を法第４条第３項に規定された「児童の生計を維持する程度の高い者」として、引き続き児童手当を支給したものと言える。

また、前記２（５）のとおり、処分庁は、３０年度認定等通知書を審査請求人に通知していることが認められるから、これに加えて処分庁の判断を審査請求人に連絡すべき個別具体的な義務があるとは言えない。

したがって、３０年度現況届を受けた処分庁の手続に不合理な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

イ　次に、３１年度現況届を見ると、前記２（７）のとおり、審査請求人の主張どおり、配偶者が児童手当を「受給している」にチェックが付されている。

しかしながら、前記２（３）、（５）のとおり、処分庁は、２９年度認定通知書、３０年度認定等通知書を審査請求人に通知していること及び審査請求人は、受給者の欄に審査請求人の氏名が印字された３１年度現況届を処分庁に提出していることからも、この時点においてなお、審査請求人が、児童手当を受給しているのは配偶者であると認識していたことに正当な理由は認められない。

また、前記２（７）のとおり、３１年度現況届の配偶者の欄の横には、「（受給なし）」とのメモ書きが記載されていることからすると、処分庁は、配偶者が児童手当を受給していないことを確認した上で、元年度改定通知書を審査請求人に通知したものと言える。

したがって、受給者の変更が適正に行われなかったとの審査請求人の主張は採用できない。

（４）ここで、３１年度現況届において審査請求人の職業が公務員に〇印が付されている点について見る。

審査請求人は、平成３１年４月１日付けで公務員になった時点で、前記１（６）の規則第７条第１項により、処分庁に対して速やかに消滅届を提出しなければならないところ、令和２年６月３日まで本件消滅届を提出することなく、引き続き処分庁から児童手当を受給していたことについて、審査請求人に落度があったと言わざるを得ない。

一方で、３１年度現況届において審査請求人の職業が公務員に〇印が付されている点については、処分庁はこの時点で、審査請求人が公務員であると認識し得たにもかかわらず、このことを看過して元年度改定通知書を通知しており、処分庁の３１年度現況届に係る事務処理において、落度があったと言わざるを得ない。

もっとも、処分庁担当者の現況届に関する確認義務について、法的な義務ではないと断定できないものの法令上の根拠規定は明らかではなく、処分庁担当者において違法行為があったとまで認定することはできない。

（５）そうすると、処分庁は、令和２年度の現況届の提出の際に、審査請求人が平成３１年４月１日から公務員であることを把握し、前記１（４）のとおり、法第１７条において、公務員については、所属先が児童手当の支給をする規定になっていることから、審査請求人から本件消滅届の提出を受けて、本件処分を行ったものであり、かかる処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（６）以上述べたところにより、本件処分は、法第１７条の規定に基づいて、処分庁が審査請求人に対して行ったものであることから、違法又は不当なものであるとは認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

**第６　付言**

本件審査請求の諮問の範囲は、本件処分（児童手当支給事由消滅処分）の違法・不当であり、本件返還請求の違法・不当は厳密には範囲外である。そのため、前記第１の審査会の結論には直接的に関係するものではないが、双方は関連するため事案の性質に鑑みて、以下のとおり付言する。

本件処分を根拠として審査請求人に対して令和元年５月分から令和２年１月分までの児童手当支給額の１７０，０００円を過誤払いであるとしてその全額を返還請求することは、遡及請求を認めない児童手当制度の仕組みを前提とする限り、審査請求人が公務員になった以降に所属先から児童手当を受給していない場合、当該期間について児童手当の意義が否定されることを意味する。

前記第５の２（７）のとおり、審査請求人は児童手当の支給を受けるべく処分庁の担当窓口に赴いて児童手当の受給を申請する旨の意思を表示していたにもかかわらず、３１年度現況届にかかる処分庁担当者の不適正ないし不適切な事務処理によって、審査請求人の法第１７条に基づく認定請求を行うことによる児童手当の支給を受ける機会の喪失がもたらされた。なおかつ、上記の児童手当支給額の全額を本件返還請求し、結果的にその間の一切の児童手当を受給できなくする事態に陥らせることは、制度を運用している行政に対する信頼を失わせることになりかねないものである。

したがって、本件処分自体は、適法であり取り消すべきとは言えないとしても、受給事由が消滅した日以降の児童手当の支給済額を審査請求人に全額返還させることは容認できないと言うべきであり、本件返還請求のうち少なくとも３１年現況届がなされた翌月の令和元年７月以降の支給分については、処分庁が審査請求人に対して返還請求することは許されないと解すべきである。

大阪府行政不服審査会第２部会

委員（部会長）針原　祥次

委員　　　　　海道　俊明

委員　　　　　衣笠　葉子